

2009年6月19日(金)
東京 ホテル メトロポリタン エドモント

**公共サービス基本法で
ともに生きる社会をつくる
集い**

公務公共サービス労働組合協議会
(公務労協)

国民の暮らしを支えるものに公共サービスを改革しよう。

良質な公共サービス

検索

http://www.komu-rokyo.jp/kokyo_campaign/



公務公共サービス労働組合協議会

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館5F

目 次

ごあいさつ	1
次第	1
<資 料>	
一、公共サービスキャンペーンを中心とする公共サービス基本法の成立に至る経過	2
二、公共サービス基本法	5
三、公共サービス基本法の概念図	8
四、「民主党法案要綱（案）」（2008.6.4次の内閣確認）と「公共サービス基本法」（2009.5.13成立）との相違	9
五、公共サービス基本法案の成立に関する公務労協の見解	10
六、連合事務局長談話	11
七、「ともに生きる社会のための公共サービス憲章」の制定を求める請願書	12
八、安全・安心な公共サービスの確立を求める請願署名	14
九、良い社会をつくる公共サービスを考える研究会最終報告の全体像	15
十、公共サービス基本法国会審議議事録（2009.5.12参議院総務委員会）	16



ごあいさつ

公務労協議長 中村 譲

2009年5月13日午前10時40分、参議院本会議は、公共サービス基本法案を全会一致可決した。

公務労協は、2004年11月に開催したキャンペーン開始宣言集会以降、「公共」の再構築をめざし、日本社会のあるべき姿を問う立場から「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」を展開してきました。「良い社会をつくる公共サービスを考える研究会（主査：神野直彦東京大学大学院教授（当時）」報告を踏まえ、「ともに生きる社会のための公共サービス憲章の制定を求める請願署名」活動を行い、約340万筆を集約、これを「公共サービス基本法」を制定する取組みに発展させ、民主党による院内対応と、院外における宣伝活動を連合との連携のもと取組みました。

基本法の成立は、これまでの公務労協そして連合の取組みの到達点として大きな意義を有するものです。また、原口一博衆議院議員をはじめとする民主党のとくに総務部門所属議員そして公務労働政策議員懇談会（会長：川端達夫衆議院議員）による積極的かつ精力的な対応と関係者の尽力に敬意を表するものです。

基本法の成立により、「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」は新たな活動段階に移行します。この取組みは、公務労協の存在意義を組織内外に示すとともに、恒常的そして永続的な対応が求められるものです。

基本法が示す新しい理念のもと、公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と公務・公共に対する国民の信頼回復を果たすため、個々の事務・事業を不断に見直していくことを通じて、基本法が定める国民が安心して暮らすことのできる社会を実現すること、それが、今、わたしたちに課された喫緊の課題と考えています。

力をあわせて、公共サービスを良質なものに改革していきましょう。

次 第

<第一部 集会>	16:30～	2F 「万里」
開 会		
主催者あいさつ	中村 譲	公務労協議長
連合あいさつ	逢見 直人	連合副事務局長
国会報告	原口 一博	衆議院議員(民主党NC総務大臣)
基調講演	神野 直彦	関西学院大学教授

<第二部 レセプション> 18:00～ 2F 「悠久」

資料

一、公共サービスキャンペーンを中心とする公共サービス基本法の成立に至る経過

1. 2004年秋季から2007年までの活動の概要

○ 2004年12月、①小泉市場主義改革によりもたらされている経済的社会的格差、深刻な社会的危機の実態をキャンペーンし警鐘を鳴らすこと、②ナショナルミニマムとして保障されるべき公共サービスの量と質、提供形態と方法、そこでの行政の役割等々を骨格とする「基本ビジョンと対案」をつくる取組みを柱とする「公共サービスキャンペーン」を提起した。

○ 2006年2月の「良い社会をつくる公共サービスを考える研究会」の中間報告を受け、「安心・安全な公共サービスの確立を求める請願署名」（223万筆集約）活動を展開した。

○ 2006年10月の「良い社会をつくる公共サービスを考える研究会」の最終報告を受け、2007年3月「ともに生きる社会のための公共サービスキャンペーン」を6月まで展開し、「ともに生きる社会のための公共サービス憲章の制定を求める請願書」（340万筆の署名を集約）を国会に提出した。

2. 2008年春季そして第169通常国会期の経過

2008年1月29日に開催した第8回代表者会議において、「公共サービス基本法について、民主党（参法または衆法）提案（次期通常国会を予定）による法案の院内対応と、それに連携した院外における法案の宣伝活動をキャンペーン活動と位置付け、連合と連携した取組を進める」ことを決定し、2月14日に「公共サービス基本法の制定を求める中央集会」を開催した。また、各都道府県において地方連合会との連携により3月～4月の間で、春季生活闘争の諸集会等と連携した「公共サービス基本法の制定を求める地方集会」の開催と集会に連動した地域におけるチラシ・ビラ配布行動を配置した。

第169通常国会期の院内における対応は、原口一博衆議院議員をはじめとする総務部門所属議員による積極的かつ精力的な法律案の検討が行われた。一方、法律案の策定については、その重要性そして個別事務・事業等への影響など課題が広範化することから、さらに深めたそして幅広い検討と合意形成が求められ、結果

として、それに相応する時間を要することとなった。また、通常国会は、年金問題、後期高齢者医療制度、道路特定財源、同意人事と様々な問題が争点化し、いわゆるネジレ国会は政府・与党の独走を許さないという効果の一方で、重要な政策課題が停滞するという弊害も浮き彫りとなり、十分な審議時間等が確保されないうまま閉会となった。

「2008年春の政策・制度実現の取り組み」（2007.12.20第3回連合中執決定）の重点課題の一つとして位置付けられた連合における対応は、民主党の法律案策定に係る検討に並行し、法律による規定と規制等の具体化を検討する段階において、改めて慎重かつ十全な合意形成が求められることとなった。

一方、予算及び関連法案の処理後における国会審議等を想定し、当初、「3月～4月」における行動を配置することとした院外における法案の宣伝活動（キャンペーン行動）は、民主党における法案検討状況等を踏まえ、3月初旬において「法律案成案確定後（5月以降予定）～6月」に変更した。さらに5月末時点において、①民主党内の最終的な法案・成案策定作業になお時間を要すること、②会期末が迫るもと、通常国会における全体的な情勢について与野党対立がさらに緊迫化していること、③通常国会において法案の審議・成立は日程的に困難な見通しとなったこと等を踏まえ、臨時国会における審議等の対応を焦点とした「9月～11月」に再変更することとなり、この結果、2008年春季及び第169通常国会期における取り組みは、一部の都道府県段階における集会または学習会の開催等を除き、統一的・全体的に具体化するには至らなかった。

3. 2008年秋季そして第170臨時国会期の経過

公共サービスに係る深刻な現状と公共サービス基本法についての通常国会期における到達点を踏まえ、「2008年秋の政策・制度実現の取り組み」（2008.8.22第11回連合中執決定）の重点課題の一つとして位置付けられた連合における対応と連携し、2008年秋季における公共サービス基本法制定の取り組みを展開した。

具体的には、公共サービス基本法制定の意義を改めて広く組織内外に宣伝することを目的として、9月20日に公共サービス基本法の制定を求める2008年秋季西日本集会（佐賀市）、9月26日に同東日本集会（札幌市）を連合佐賀及び連合北海道、並びに当該地方公務労協組織等との共催により開催した。そして、これ以降、各都道府県における地方集会の開催、チラシ・ビラ配布をはじめとする宣伝活動等の院外における取り組みとそれに連携した臨時国会での院内における公共サービス基本法の早期成立をめざしたものの、衆議院の解散・総選挙を焦点とした国会運

営との関係から、結果として臨時国会期における具体的な取組みを展開するには至らなかった。

4. 2009年春季そして第171通常国会期の経過

1980年代以降、世界を席卷した「小さな政府」を掲げた新自由主義が、「市場の失敗」による世界的な金融・経済危機そして極限を超える格差の拡大と貧困の増加を招き、社会的公正と国民の安心・安全を確保する公共サービスの基盤を中破しているという現状認識のもと、第169通常国会期及び第170臨時国会期における取組みの到達点等を踏まえ、第171通常国会における公共サービス基本法の制定に向けて、民主党による院内対応とそれに連携した院外における宣伝活動をキャンペーン活動と位置付け、2～6月をキャンペーン活動期間に設定し連合と連携した取組みを進めた。

具体的には、25都府県において、地方連合会との連携と民主党国会議員の参加を基本とする春季生活闘争の諸集会等と連動した「公共サービス基本法の制定を求める地方集会」を開催するとともに、地域におけるチラシ・ビラ配布行動を実施した。また、地方における取組みの集約点として当初予定した「公共サービス基本法の制定を求める中央集会」を、5月13日の公共サービス基本法成立を踏まえ、「公共サービス基本法の成立を確認する集い」に集会趣旨を変更して6月19日に開催した。さらに、社会的な宣伝等をはかるため、5月20日に朝日新聞、22日に毎日新聞に「公共サービス基本法で政策転換を実現しよう」と題する広告を掲載した。

現下の深刻な経済・雇用情勢に対し、2008年度第二次補正予算（事業規模27兆円、財政支出6兆円）、2009年度当初予算（景気対策として事業規模37兆円、財政支出4兆円）の審議等が最優先された第171通常国会期の院内における対応は、4月以降、原口一博衆議院議員を中心とする民主党と他党との間の協議により、法案の取り扱いが焦点化した。とくに与党との関係において、法律の成立を前提とした内容の補強・修正が課題となり、総務委員会の筆頭理事間での断続的な協議が4月下旬まで続けられた。そして、4月28日の衆議院総務委員会において、民主党、社民党、国民新党、自民党、公明党の共同提案により質疑省略・全会派賛成のもと、同日の衆議院本会議における採択を踏まえ、参議院に送付され、5月13日に公共サービス基本法が成立した。

二、公共サービス基本法

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、公共サービスが国民生活の基盤となるものであることにかんがみ、公共サービスに関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であつて、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。

- 一 国（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）を含む。第11条を除き、以下同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）を含む。第11条を除き、以下同じ。）の事務又は事業であつて、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供
- 二 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為

(基本理念)

第3条 公共サービスの実施並びに公共サービスに関する施策の策定及び実施（以下「公共サービスの実施等」という。）は、次に掲げる事項が公共サービスに関する国民の権利であることが尊重され、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として、行われなければならない。

- 一 安全かつ良質な公共サービスが、确实、効率的かつ適正に実施されること。
- 二 社会経済情勢の変化に伴い多様化する国民の需要に的確に対応するものであること。

三 公共サービスについて国民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。

四 公共サービスに関する必要な情報及び学習の機会が国民に提供されるとともに、国民の意見が公共サービスの実施等に反映されること。

五 公共サービスの実施により苦情又は紛争が生じた場合には、適切かつ迅速に処理され、又は解決されること。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国民生活の安定と向上のために国が本来果たすべき役割を踏まえ、公共サービスに関する施策を策定し、及び実施するとともに、国に係る公共サービスを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、公共サービスの実施等に関し、国との適切な役割分担を踏まえつつ、その地方公共団体の実情に応じた施策を策定し、及び実施するとともに、地方公共団体に係る公共サービスを実施する責務を有する。

(公共サービスの実施に従事する者の責務)

第6条 公共サービスの実施に従事する者は、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って誠実に職務を遂行する責務を有する。

(必要な措置)

第7条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(公共サービスを委託した場合の役割分担と責任の明確化)

第8条 国及び地方公共団体は、公共サービスの実施に関する業務を委託した場合には、当該公共サービスの実施に関し、当該委託を受けた者との間で、それぞれの役割の分担及び責任の所在を明確化するものとする。

(国民の意見の反映等)

第9条 国及び地方公共団体は、公共サービスに関する施策の策定の過程の透明性を確保し、及び公共サービスの実施等に国民の意見を反映するため、公共サービスに関する情報を適時かつ適切な方法で公表するとともに、公共サービスに関し広く国民の意見を求めるために必要な措置を講ずるものとする。

二 国及び地方公共団体は、前項の国民の意見を踏まえ、公共サービスの実施等について不断の見直しを行うものとする。

(公共サービスの実施に関する配慮)

第10条 国及び地方公共団体は、公共サービスの実施が公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立ったものとなるよう、配慮するものとする。

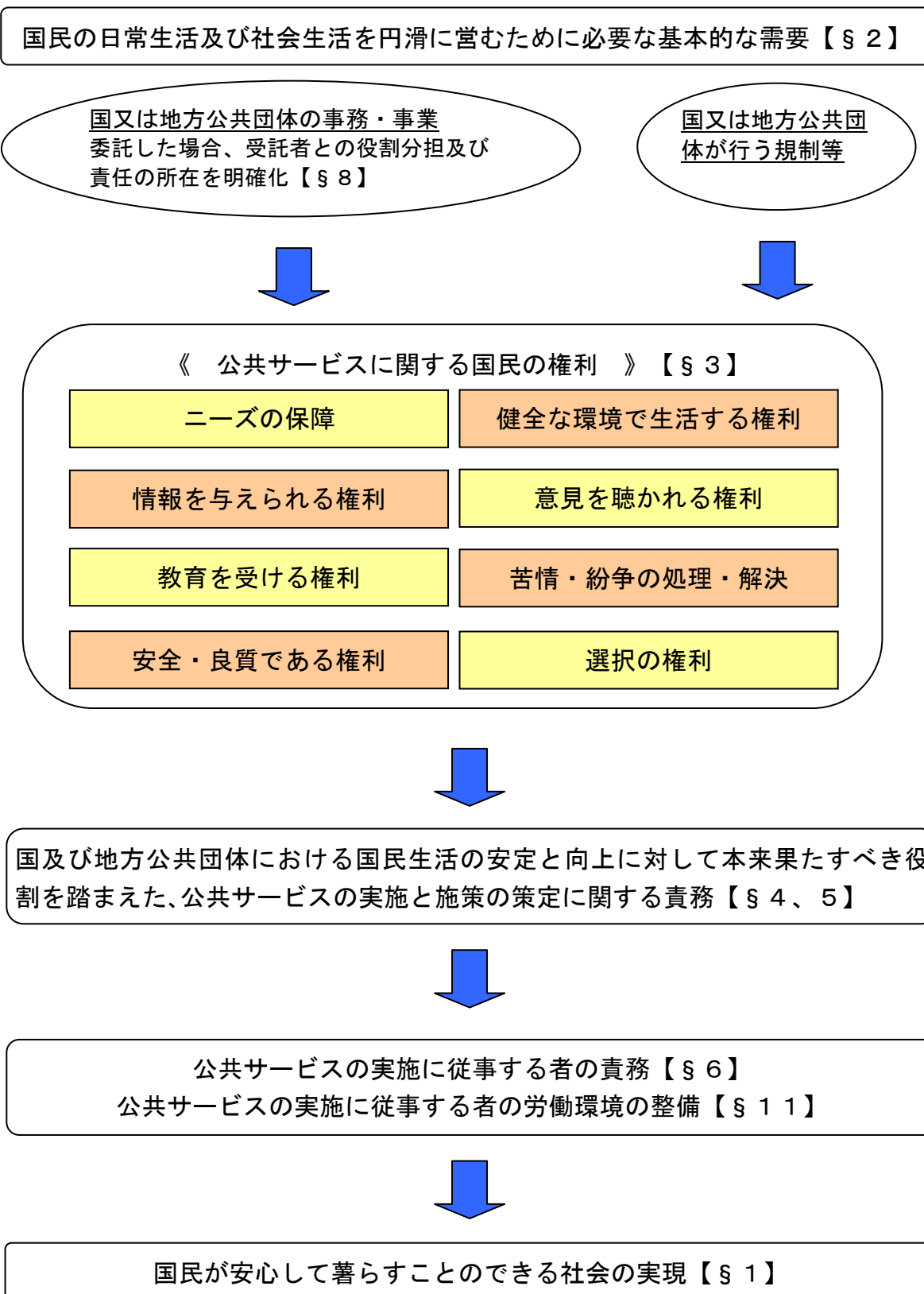
(公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備)

第11条 国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三、公共サービス基本法の概念図



四、「民主党法案要綱（案）」（2008.6.4次の内閣確認）と「公共サービス基本法」（2009.5.13成立）との相違

区 分	民主党法案要綱（案）	公共サービス基本法
定 義	<p>この法律において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であって、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。</p> <p>① 国（独立行政法人等を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人等を含む。以下同じ。）の事務又は事業であって、特定の国民に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供</p> <p>② 国又は地方公共団体以外の者が行う電気、ガス、輸送、通信、医療、福祉、教育その他の公益性の高い事業であって、特定の国民に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供</p> <p>③ ①に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為</p>	<p>この法律において「公共サービス」とは、次に掲げる行為であって、国民が日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要を満たすものをいう。</p> <p>一 国（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）を含む。第11条を除き、以下同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）を含む。第11条を除き、以下同じ。）の事務又は事業であって、特定の者に対して行われる金銭その他の物の給付又は役務の提供</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が行う規制、監督、助成、広報、公共施設の整備その他の公共の利益の増進に資する行為</p>
基本理念 （相違規定）	<p>公共サービスの実施により国民の権利利益が侵害された場合には、適切かつ迅速に救済されること。</p>	<p>公共サービスの実施により苦情又は紛争が生じた場合には、適切かつ迅速に処理され、又は解決されること。</p>
公共サービスの 実施に従事する 者の責務	<p>（規定なし）</p>	<p>公共サービスの実施に従事する者は、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って誠実に職務を遂行する責務を有する。</p>
公共サービスの 実施に従事する 者の権利	<p>国及び地方公共団体は、公共サービスの実施に従事する者（以下「従事者」という。）の適正な勤務条件が確保され、及び適正な労働環境が整備されることが、公共サービスを適正かつ確実に実施し、及び良質な公共サービスを提供する上で重要であることにかんがみ、従事者の労働者としての権利の保障に関し必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。</p>

五、公共サービス基本法案の成立に関する公務労協の見解

1. 公共サービス基本法案（以下、「法案」という。）は、4月28日の衆議院総務委員会において、民主党、社民党、国民新党、自民党、公明党から共同提案され全会派賛成のもと、同日の衆議院本会議における採択を経て、5月12日の参議院総務委員会において審議され、本日の本会議で可決・成立した。

2. 公務労協は、2004年11月に開催した「国民生活の安定・安心を支える良質な公共サービス確立を求めるキャンペーン開始宣言集会」以降、「公共」の再構築をめざし、日本社会のあるべき姿を問う立場から「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」を展開してきた。

具体的には、「良い社会をつくる公共サービスを考える研究会（主査：神野直彦東京大学大学院教授）」報告を踏まえ、「ともに生きる社会のための公共サービス憲章の制定を求める請願署名」活動を行い、約340万筆を集約、これを「公共サービス基本法」を制定する取組みに発展させ、民主党による院内対応と、院外における宣伝活動を連合との連携のもと取り組んできた。

その意味で法案の成立は、これまでの公務労協そして連合の取組みの到達点として大きな意義を有するものである。また、原口一博衆議院議員・ネクスト総務大臣をはじめとする民主党のとくに総務部門所属議員による積極的かつ精力的な対応と関係者の尽力に敬意を表するものである。

3. 法案は、「国民の日常生活及び社会生活を円滑に営むために必要な基本的な需要」を公共サービスとして再定義し、公共サービスに関する国民の権利を明定している。

また、国及び地方公共団体の責務を明らかにした上で、公民を問わず公共サービスに従事する者の適正な労働条件の確保と労働環境の整備に関し必要な施策を講じることを求め、もって国民が安心して暮らすことのできる社会を実現することを目的としている。

1980年代以降、世界を席卷した「小さな政府」を掲げた新自由主義が、「市場の失敗」による世界的な金融・経済危機そして極限を超える格差の拡大と貧困の増加を招き、社会的公正と国民の安心・安全を確保する公共サービスの基盤を中破している現状に対し、法案の成立により、効率と競争最優先から公正と連帯を重んじる社会の実現へと転換し、働きがいのある人間的な労働を中心とする「ともに生きる社会」の創造とそれを支える公共サービスの実現をはかるための基盤が形成されたものと評価できる。

4. 公務労協は、日本社会のあるべき姿を問い「公共」の再構築をめざす「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」を継続していく。また、連合の「STOP! THE 格差社会」キャンペーン及び政策・制度実現の取組みに結集するとともに、公共サービス基本法の趣旨を具体的に活かし実践する主体的な対応を通じて、公務公共サービスに従事する労働組合の社会的責任と役割そして信頼回復をはかる取組みを強化する。

2009年5月13日

公務公共サービス労働組合協議会

六、連合事務局長談話

公共サービス基本法の成立にあたっての談話

日本労働組合総連合会
事務局長 古賀 伸明

1. 5月13日、参議院本会議において「公共サービス基本法案」（以下、「基本法」）が全会一致で可決、成立した。「基本法」は、民主、社民、国民新党、自民、公明による超党派による議員立法として総務委員長が提案したもので、党派を超えて公共サービスの重要性を共有認識した基本法と位置付けられる。
連合は、公共サービスの提供は国民生活の基盤をなすものであり、効率と競争最優先から公正と連帯を重んじる社会の構築に向けた第一歩として、本法案の成立を評価するものである。
2. 「基本法」の主な内容は、行政サービスについて、①公共サービスについての国民の自主的かつ合理的な選択の機会の確保等が国民の権利であり、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすること、②安全かつ良質なサービスの確実、効率的かつ適正な実施、③社会経済情勢の変化に伴い多様化する国民の需要への的確な対応、を基本として行わなければならない、とするものである。そのために、国、地方公共団体等の責務を明記している。また、官民を問わず公共サービスに従事するものの適正な労働条件の確保と労働環境の整備に関して必要な施策を講じることも求めている。
3. 日本社会は、様々な局面で格差の拡大・固定化、将来不安の増大に直面しており公共サービスの果たすべき役割は重要になってきている。連合は政策制度・要求と提言において、「新しい公共」を重点政策の一つに掲げ、この中では、国民の安心・安全のためのセーフティネットと公共サービスの質の確保の重要性を指摘してきた。さらに「STOP! THE 格差社会」キャンペーンの中で「基本法」制定を求める運動を展開してきた。これらの運動の成果が「基本法」成立に結実したものと言える。民主党をはじめとする各党の尽力に敬意を表したい。
4. 「基本法」の成立により、行政改革と効率化の名のもとで歳出削減が優先され、利用者の安全性の確保が失われてしまうことのないよう、公共サービスをどのように改革していくのが今後の重要な課題となる。
また、「基本法」では、公共サービスを委託した場合でも、国または地方公共団体の事務・事業に対する責任が受託先との間で調整・軽減されるものではなく、あくまで「国又は地方公共団体の事務又は事業」であると明記している。この規定にもとづき、業務委託によって、サービスの低下をきたさないようにするための、責任の明確化が必要である。
5. 連合は、「新しい公共」による安心・安全な社会の実現に向け、「基本法」に則った政策運営を求めつつ、国民のニーズに基づく公共サービスを国民の参加により構築するよう、地域・職場から運動を進めていく。

以上

「ともに生きる社会のための公共サービス憲章」の 制定を求める請願書

【請願趣旨】

格差社会の進行と貧困の拡大をこれ以上放置することはできません。公共サービスを人々のニーズに合ったものとし、必要とするだれもが利用できるよう、改革の理念と基本方針を定める「ともに生きる社会のための公共サービス憲章」（略称：公共サービス憲章）という基本法の制定を請願します。

【請願事項】

「公共サービス憲章」には、以下の基本理念と内容を定めること。

◆私たちの提案する公共サービス改革の基本理念

1. 公共サービスは、すべての人々の基本的人権を保障し、安心・安全の生活を支え、地域に活力をもたらす、社会のいしずえである。
2. 公共サービスは、必要に応じ公平に利用できるもの、社会や経済の変化と市民のニーズに応える良質なものでなければならない。
3. 公共サービスの提供は多くの市民に支えられるものであるが、その最終責任は中央政府及び自治体政府にある。
4. 公共サービス改革においては、「市民のための公共サービス」を基本的理念として、公益性が最優先され、あらゆるレベルで社会対話と市民参画が保障・促進されなければならない。

◆「憲章」に盛り込むべき基本的内容

ともに生きる社会のための公共サービスについて、次の社会的合意を形成する。

1. 中央政府及び自治体政府は予算上の措置を始めそれぞれの役割を明確にする。
2. 市民参加による政策決定・評価制度を整備することにより公共サービスの透明性、開放性を高め説明責任を確保する。
3. 「市民のための公共サービス」が原則であることを明記した公共サービス従事者(事業者・従業員)の規範を定める。
4. 働くことを通じた社会参加を保障するための制度改革、積極的労働政策を推進し、働きがいのある人間的な労働を実現する。
5. 誰もが生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる医療・福祉・介護・年金等の社会保障制度を確立する。
6. 人々の成長と可能性を引き出し開花させる未来投資としての教育の保障と公平な機会を確保する。
7. 暮らしに不可欠な社会基盤をすべての市民が利用できるよう水・交通・通信などのライフラインや食の安全を確保し、持続可能な社会のための森林等自然環境の保全、大気・土壌等の環境基準を厳守するために必要な条件を整備する。
8. 国会は速やかに法制定を行い、政府は施行後3年以内に実行計画等必要な措置を決めなければならない。

氏 名	住 所

(この署名は国会への請願以外には使用しません)

ともに生きる社会のために！良質な公共サービスを！

～ともに生きる社会のための公共サービス憲章(略称:公共サービス憲章)の制定を求めます～

1 格差社会の進行と貧困の拡大を放置することはできません。

「いざなぎ景気を超えた」といわれるわが国の景気回復は、アメリカ的な投機的資本主義を日本に強要し、中小企業や地方・地域の切り捨て、極端な労働コストの削減、社会保障や就労支援予算の切り捨て、着実な努力や能力開発よりも一攫千金をあおる競争主義など、市民や勤労者・弱者を犠牲にした格差拡大の上に成り立っています。「平成いじめ景気」といえるものです。

ワーキングプアといわれる働く貧困層、ニートといわれる若者層の拡大、地域間格差の進行、少子高齢化の急速な進行。これらを放置すれば、社会を支える労働力の劣化と最低生活にすら困窮する人々の増大は明らかです。社会から排除されていると感じる人々が増えれば、治安の悪化など社会的危機がもたらされます。

「小さな政府」ありきで、公共サービスの切り捨てを進めるのではなく、社会の変化や人々のニーズを受け止め、中長期的な展望に立った「公共サービスの改革」こそ、今日の日本社会に求められているものです。

2 市民の参画で公共サービス改革を進め、誰もが生きがいのもてる社会を実現します。

経済や社会に活力があり、人々が生きがいを持って暮らせる社会とは、努力が報われ、未来への期待感と希望がもてる社会です。日々の営みや経済活動を支える社会的インフラが機能し、多様な能力を発展させる機会があり、病気や失業などでいったん職を離れてもやり直しができ、ひとりでは暮らしていけない人々には必要な支援が提供され、いくつになっても社会とかかわりを持ち、誰もが生きがいのもてる社会です。

誰もが、必要な公共サービスを活用でき、多様な社会的支援に支えられていてこそ、いきいきとした市民社会、健全で活力ある市場経済が可能になります。

3 改革の理念と基本方針を定める「公共サービス憲章」の制定を求めます。

社会や経済の変化に対応した良質な公共サービスは、人々の生活の質に決定的な影響力を持っており、持続可能で希望ある社会の糧であるとともに、未来への投資でもあります。

いま、わが国政府が提唱する「改革」の処方箋は、「自己責任」という名の公共サービス切り捨てです。わたしたちは、公共サービスを無原則に市場に委ねるのではなく、公共サービスの社会的役割と、あるべき改革の方向について、その利用者、提供者、広範な市民がきちんと合意すべき時だと考えています。第3次産業革命と経済のグローバル化がもたらしている深刻な格差問題に対応するため、いまや多くの国で公共サービス改革と新たな創造の試みが重ねられています。欧州連合(EU)地域でも、不可欠で基本的な公共サービスが弱体化されないよう、EU法制定を求める新しい運動が取り組まれています。

公共サービスの改革について社会的合意を形成し、改革を確実かつ包括的に進めるための基本法として「ともに生きる社会のための公共サービス憲章(仮称)」(略称:公共サービス憲章)の制定を求めます。

●取扱団体●

公務公共サービス労働組合協議会(公務労協)

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館内 TEL03-3251-7799

安全・安心な公共サービスの確立を求める請願

2006年 月 日

衆議院議長 河野洋平 様
参議院議長 扇 千景 様

紹介議員 印
請願者 名前 外 名
住所

請願の要旨

市場原理万能主義に基づく経済社会政策は「儲け第一主義」の風潮を生み出しており、耐震構造偽装事件、ライブドアの証券取引法違反事件にみられるように国民の安全と安心を脅かし、大きな社会的批判を浴びています。

また、日本は社会の二極化が急激に進み、所得や生活の地域格差、企業規模別・雇用形態別格差、ニートや生活保護世帯の急増、自殺・凶悪犯罪の増加など、深刻な社会問題を発生させています。

こうした中で、いま国民が政府に求めているものは「小さな政府」ではなく、責任ある国民本位の行政を推進して、安定・安全・安心な市民生活を保障することです。

政府は、市場化テスト法案や行政改革推進法を国会に提出して、行政サービスを市場に委ね、公務員の定員を削減しようとしています。これは国民の安全・安心に責任を持つ政府の役割を否定しようとするものです。

私たちは、質の高い公共サービスを確立するために、以下の事項について強く請願致します。

請願事項

- 一 公共サービスを企業利益追求の対象とし、利用者の参画とコントロールが効かない民営化への横断的手法となる市場化テストを導入しないこと。
- 二 市場化テスト法案、行政改革推進法案において、以下の内容を規定すること。
 - ① 雇用・労働条件を確保し、その扱いは労使の交渉・協議に基づくこと。
 - ② 労働基本権を確立した民主的公務員制度に改革すること。

名 前	住 所

《取扱団体》 公務公共サービス労働組合協議会(公務労協)

〒101-0062東京都千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館内 TEL03-3251-7799

九、良い社会をつくる公共サービスを考える研究会最終報告の全体像

研究会報告の全体像

はじめに
知識経済化のための社会インフラを整備し、良い社会に向けた公共サービスを実現
自立した国民が社会形成に参加する連帯民主主義こそ、公共の領域を確立するための鍵

「公」の破壊に抗して
格差や社会的病理現象を解消し、国民が安心して幸福を追求する生活ができるよう「小さな政府」
ではなく、財政を有効に機能させ、ほどよい政府を築こう

1 公共サービスの決定的な役割を理解し
(← 公共サービス「不効率・無駄」論) ……

提言1 脱格差社会
公共サービス(教育、職業訓練、介護・保育、高齢者・障がい者の就労支援、都市のインフラストラクチャ)によって、人々の就労を困難にする諸要因を除去

提言2 未来投資としての教育
ひとりの落伍者も出さない、どの地域のどの学校で学んでも一定水準以上の教育を受けられる教育、多様な就学援助と教育サービス実現

提言3 都市空間創造
市民を都市づくりの主体に、国はお金を出すが口は出さないという原則を確立し、都市空間を創造

提言4 福祉サービス
個人と家族の希望と幸せの好循環を支えられるよう、ライフサイクルと生活困難に見あった社会保障を組み立て、現物・サービス給付を自治体政府の責任で提供
(← 足が踏みてない、面倒を抱え込みそうだ) ……

2 地域社会と深くむすびつきながら

提言5 市民社会との連携
討議と合意形成を重視する討議民主主義を発展・定着させ、市民社会自らによる市民活動を促進。労働組合は公正労働基準確立と企業の社会的責任のチェック

提言6 責任の体系
中央政府は国民全般の生活保障と持続的な社会サービスの供給に責任。自治体政府は現物(サービス)給付の責任もち、市民「自治」の場を設ける
(← 承伏しがたい基準による「市場化テスト」) ……

3 評価をコミュニケーションのツールに変え

提言7 透明化・評価・参加
公共サービスは住民の共同意思によりその種類と内容を決定、評価は利用者たちによっても行われる

提言8 市場化テストへの対応
公共サービスの質を重視し、賃金(リビング・ウェイジ)を保障。自治体は公契約条例を制定

4 使命、触れあい、発展の手応えと安定のある仕事に
(← 公共サービス労働の3重の劣化 規模縮小、きつい、誇りもてない) ←…

提言9 ディーセントワーク
公共サービス従事者のディーセントワークがディーセントサービスを市民に提供

提言10 3重の劣化を断ち切ろう
現場からの公共領域拡充で、公務の縮減、公務労働の過重化、公務員のアイデンティティの揺らぎを断ち切る

終わりに
日本の社会と市場経済の持続的発展のため
公共サービスの水準とあり方に関する基本法(公共サービス憲章)制定を

※ 最終報告全文及び中間報告等は公務労協のホームページ (<http://www.komu-rokyo.jp/>) にあります。

十、公共サービス基本法国会審議議事録（2009. 5. 12参議院総務委員会）

第171国会 参議院総務委員会議事録（抄） 平成21年05月12日

午後一時二一分開会

○公共サービス基本法案（衆議院提出）

○委員長（内藤正光君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

公共サービス基本法案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、総務省人事・恩給局長村木裕隆君外一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤正光君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（内藤正光君） 公共サービス基本法案を議題といたします。

まず、提出者の赤松正雄衆議院総務委員長から趣旨説明を聴取いたします。赤松正雄衆議院総務委員長。

○衆議院議員（赤松正雄君） ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

国民が安心して暮らすことのできる社会の実現のためには、公共サービスが国民生活の基盤となるものであることにかんがみ、公共サービスに関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進することが必要であることから、本案を提出した次第であります。

次に、その内容について申し上げます。

第一に、公共サービスの実施等は、安全かつ良質なサービスの確実、効率的かつ適正な実施、社会経済情勢の変化に伴い多様化する国民の需要への的確な対応、公共サービスについての国民の自主的かつ合理的な選択の機会の確保等が国民の権利であることが尊重され、国民が健全な生活環境の中で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにすることを基本として行われなければならないものとしております。

第二に、国及び地方公共団体の責務並びに公共サービスの実施に従事する者の責務を定めることとしております。

第三に、公共サービスを委託した場合の役割分担と責任の明確化、国民の意見の反映等、公共サービスの実施に関する配慮及び公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備を国及び地方公共団体の基本的施策として定めることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。
以上です。

○委員長（内藤正光君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○高嶋良充君 民主党の高嶋良充でございます。

提案者の皆さん方には大変御苦労さまでございます。この法案を超党派の議員立法とするために、衆議院において大変な御努力をいただきました。各会派の理事や発議者の皆さん、そして、ただいま提案をいただきました赤松総務委員長に心から敬意を表しておきたいというふうに思っております。

委員長提案でもございますので、本来なら質疑抜きで採決をさせていただいてもいいわけですが、しかしこの法案は今後の日本の国家像の在り方を左右するかもしれないという重要かつ画期的な法案ではないかというふうに私は思っておりますので、このために、国民の皆さん方はもちろんのこと、おいでいただいております鳩山総務大臣を始め政府関係者の皆さん方にもその重要性を御理解をいただきたく、そういう観点から、短時間ではありますけれども質疑をさせていただくことになりましたので、提案者の皆様方にはどうぞよろしくお願いを申し上げておきたいというふうに思っております。

まず最初に、公共サービスの定義について提案者に伺っておきたいというふうに思っております。

一般的に公共サービスを定義をする場合は、一つには、介護や医療や年金あるいは教育など、国民のライフステージあるいはセーフティネットにかかわるサービスを直接国民に提供する分野というのが一つあるというふうに思うんです。それともう一つは、上下水道や電力やガスあるいは公共交通というように、国民の生活基盤とともに企業活動をも支えていく、そういう社会的公共サービス財、これを提供する分野があるというふうに思うんですけれども、いずれにしてもその領域は極めて広範囲だというふうに思っております。

また、公共サービスを提供する提供主体にしても、政府や地方自治体だけではなくに民間企業やNPOも提供をしているという、そういうことが現在の現状認識ではないかというふうに思っているわけですが、しかし今回提案されている基本法の第二条の定義を見てみますと、サービスの領域は国や地方公共団体に限定されているわけですが、これは公共サービスを提供する最終責任を負うのは国や地方自治体だからと、そういうふうに私は理解をしたいというふうに思っているんですけれども、そういう考え方でいいのでしょうか。

○衆議院議員（森山裕君） 高嶋委員さんの御質問にお答えをいたします。

いわゆる公共サービスの提供主体は多様であると考えております。この法案では、公共サービスは、国又は地方公共団体、そして独立行政法人、地方独立行政法人による行為を指すこととしております。また、この法案は、国又は地方公共団体が提供する公共サービスの在り方に

ついて定めたものであり、そのような公共サービスを提供する責任は国や地方公共団体が担っているものであると理解をいたしております。

以上でございます。

○高嶋良充君 ありがとうございます。

今の御答弁と関連をしてもう少しお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、公共サービスが国や地方自治体から民間委託をされているというのは最近多いわけございまして、この民間委託化によって、いい面では業務の効率化が図られているというそういうことがあるというふうに思いますけれども、しかし反面、一方では事故等が多発をして安全性がおろそかになってきているのもこれまた事実でございます。

二〇〇六年の七月に起きました埼玉県のみどり野市の市営プールでの児童死亡事故というのは全国的な事故になったわけでありましてけれども、それが典型的な例ではないかというふうに思うんですが、このような事故の責任について、自治体側にあるのか、それとも受託をした企業側にあるのか、あるいは受託をした企業がみどり野市の場合はまたその下請のところによらせていたというような部分があって、全く責任の所在がつかめないというようなことになったというのも明らかになってきているわけでありましてけれども、このような事故の責任はどこが負うのか、これを明確にする必要があるのではないかというふうに思っています。

そこで、伺いますけれども、この基本法では法案第八条にある程度そのことが明確化をされようとしています。公共サービスを委託した場合の役割分担と責任の明確化ということの規定をされているわけでありましてけれども、これは国又は地方公共団体の事務事業を委託した場合、その受託先との関係で責任が調整をされたり軽減をされたりしてはならないというふうに思っているわけでございますけれども、ここに書かれている第八条というのは、あくまでも当該事務事業は委託をしても国又は地方公共団体の事務又は事業であるというそういう理解であって、最終責任は自治体が負わなければならないと、そういうふうに理解をしていいんでしょうか。

○衆議院議員（原口一博君） お答え申し上げます。

高嶋委員におかれましては、この公共サービス基本法の制定に向けて大変まず御指導、御支援を賜りましたことを冒頭お礼を申し上げたいと思います。また、すべての参議院の委員の先生方に感謝申し上げたいと思います。

その上でお答え申し上げますが、公共サービスを委託した場合であっても、その事業は国又は地方公共団体の事務又は事業であることに変わりはありません。したがって、御指摘のとおり、国又は地方公共団体が公共サービスを委託した場合でございまして、国又は地方公共団体の事務又は事業であるというふうに理解をしています。

この法律は、基本理念で公共サービスにおける国民の権利を書き込んで、そしてそれを国、地方団体がどのように保障していくかという形をしております、まさに先ほど、冒頭御質問ございましたように、公共サービスの担い手とは何なのか。それは狭義で言うとやはり国又は地方公共団体、そして委託先でございますが、これは多様化しております、先ほどお話しに

なったようなNPO、市民公益まで本来は議論をすべきだということを私たち話をしてきたところでございます。

以上でございます。

○高嶋良充君 ありがとうございます。理解ができました。

いずれにしても、公共サービスを提供する側が国であれ、地方公共団体であれ、民間であれ、NPOであれ、その提供のやっぱり最終的な責任というのは公共側、国や自治体にあるということを確認にさせていただいているということで評価をいたしたいというふうに思っております。

次に、公共サービスの改革についてお尋ねをいたしたいというふうに思っております。

第三条の基本理念でも明らかにされているわけでありますけれども、これからの公共サービスというのは国民に安全と安心を与えて、しかも効率的で良質な公共サービスを提供することだと、こういうことを基本理念にうたっていただいているわけでございます。このことによって、これからの公共サービスを提供していく側は良質な公共サービスというものをどう効率的に提供していくのかということを目指していかなければならないというふうに思うんですけれども、そういうことをやっていこうと思えば、これから公共サービスをどのように改革するのか、あるいはどのように見直しをしていくのかということが非常に重要な課題になってくるのではないかとこのように思っております。

今までの公共サービスの改革というのは、公共サービス改革基本法等が政府の方から提起をされて国会で審議をし成立をしておりますけれども、どちらかといえば、今までの改革というのは事務事業をアウトソーシングをしていく、あるいはPFIであるとかあるいは指定管理者制度とか、そういう部分に特化をされたような改革でなかったかなというふうに思っていました。これらの改革は、公共サービスを安定供給することよりも公共サービスを逆に不安定化をしてきたという、そういう側面もあるのではないかなというふうに思っておりました。

しかし、今回こういう形で基本法ができるということは、良質な公共サービスをどう提供していくかということが国や地方自治体を含めて議論をされていかなければならないと、こういうふうに思うわけですが、そういう改革を進めていく上で、国や自治体の責務とともに、国民の参加、参画が私は重要であるのではないかとこのように思っているところでございます。

どこでどのような公共サービスをだれが行うかということは、今までは国や公共団体が一方的に決めていたけれども、これからは国民やそのサービスを受給をする利用者の意見を十分に聞いて、透明で民主的にそれらの事業の、だれが提供するのかということを決めていく必要があるのではないかなというふうに思っているんですけれども、提案者の問題意識についてお伺いをしたいと思います。

○衆議院議員（重野安正君） お答えいたします。

この法案は、国、地方公共団体が提供する公共サービスについて、サービスの受け手である国民の視点に立って公共サービスの在り方を定めるものであります。

公共サービスについての基本理念が法案三条にありますけれども、この基本理念にのっとり

て公共サービスが提供されるよう期待しているところであります。また、法案九条に国民の意見の反映等についての規定を置いてございます。これは、現実的に国等に対して直接国民から多数の意見が寄せられているところでありまして、公共サービスの受け手である国民の意見を求めるための必要な措置に関し、その取扱いについて基本的な考え方や姿勢について示す必要があるところから定めたものであります。

国や地方公共団体においては、この趣旨を踏まえて、国民の意見が公共サービスに反映するため関係法令が適切に運用されるよう期待しているところでございます。

以上であります。

○高嶋良充君 丁寧な御答弁、本当にありがとうございました。

最後に、鳩山総務大臣に伺っておきたいというふうに思っております。

今も質疑の中でありましたように、今後も公共サービスの提供者は、政府や自治体だけではないし、民間やNPOがそれぞれの分野でその機能と役割分担によって担っていくことになるのではないかとこのように思っています。しかし、だれが提供しようとも、公共サービスというのは国民に公平かつ安定的に提供する義務があるのではないかと、それが今回の公共サービス基本法の本来の目標だろうというふうに思っています。

国民の皆さん方がいつでもどこでも必要なときにサービスを受給できるようにするためには、これからは国民に直接公共サービスを提供している地方自治体の果たす役割というのは非常に重要なのではないかなとも思っているわけでありまして。そういう意味で、今回の法案は、これからの公共サービスの在り方を規定するとともに、地方自治体にとっても重要な法案と言わざるを得ないというふうに思っておりまして、この法案を具体化をしていくためにも地方自治体の協力は欠かせない、そのためには総務省の役割、総務大臣の役割というのは非常に大きなものがあるというふうに思っております。

大臣は、今回の超党派の議員立法によって法案が成立をするに当たって、この公共サービス基本法の意義をどのように認識をされて、そして評価されているのか、そして今後どのように具体化を図られようとしているのか、その見解と決意を伺っておきたいと思っております。

○国務大臣（鳩山邦夫君） 提出者の皆様方が代表してここに来られておられますけれども、与野党の皆様方が精力的に議論をされて公共サービスについて基本法の成案を作られたことを心から敬意を表さなければならないと思っております。

世の中、複雑化してくれば、かなり技術的なことも含めた具体的なことを記した法律等が増えてくるわけでありましょう。したがって、公共サービスもまた多様なものになってまいります。専門的なものになってくればくるほど、本来はその基本にある理念というものがより重要になってくるわけでありまして、理念や哲学を失った具体的な法律というのはしばしば意味をなくすおそれがありますので、このような基本法を作られたことは本当に素晴らしいことと思っておりますし、その場合、地方公共団体が果たす役割も大きくなります。したがって、総務省としては、様々な助言、要請というような形でこの基本法に基づいて地方公共団体にお話をすることが役割として加わってくるなど、そんなふうに思いました。

それから、今、法律案の内容をいろいろ勉強させていただく中でふっと思ったんですけども、簡易保険法に書いてあるかんぽの宿に関する記述は、これは公社の負担とする、利用者の一部の料金は取ってもいいが全部取ってはいけなと。これは立派な公共サービスに当たるんじゃないかなと、公共サービスだからもうけてはいけなかつた。その公共サービスを不良債権呼ばわりする人たちの不見識というものについて改めて思いを致した次第でございます。

失礼しました。

○高嶋良充君　今いみじくも総務大臣が言われましたけれども、郵政民営化を決める時点でこのような基本法があったらもっと違った展開になっていたのではないかと。そうなれば、今日のような特定郵便局の統廃合によって国民のサービスの不公平感が出るという問題であるとか、かんぽの宿の利潤追求だけを優先するというような状況がなくなるとは思えないかなというふうに思っています、非常に残念でありますけれども、しかしこの法律ができることによって郵政の見直し問題も大きな課題になってこようかというふうに思っていますので、今後この法案の成立とともに、これからプログラム法等を国会でもあるいは政府の側でも十分に提起をして審議をしていくということが必要なんではないかということをお願いして、皆さん方の御努力と貴重な答弁に対しまして、心からお礼を申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○山下芳生君　日本共産党の山下芳生です。

提案者の皆さんに敬意を表したいと思います。

去る一月二十三日に発表された総務省の地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会報告書によりますと、市町村の非常勤職員の時給は九百円、臨時職員の時給は八百円、月収にしてそれぞれ十五万円ないし十四万円という状態にあります。とてもまともな生活ができる賃金ではないと思います。

公共サービスを実施する非正規労働者の劣悪な労働条件は、もはや放置できない状況にあると私は考えます。しかも、自治体で働く非正規職員は、従来考えられていた臨時的、補助的な業務ではなくて、正規職員と同じように責任のある基幹的業務を担っている場合が大変多いと思います。例えば、公立保育所の保育士の五〇％が非正規という自治体もあります。保育士という同じ国家資格を持って、クラス担任など責任も全く同じだけ担い、当然、本来均等待遇でなければならないにもかかわらず、非正規の保育士の賃金は正規の大体二分の一から三分の一、年収にして二百万円以下。まさに官製ワーキングプアという実態にあります。これは私はもう差別だと言わざるを得ないと思っております。

鳩山総務大臣に伺いますが、今回の法案は、公共サービスを担う労働者の労働条件の改善、労働環境の整備を求めていますけれども、この法案の趣旨を踏まえて官製ワーキングプアをなくすお考えはありますか。

○国務大臣（鳩山邦夫君）　この問題は先生から何度も御質問をいただいておりますのでござい

まして、臨時職員とか非常勤職員という方々には様々な職種の方がおられて、従事する職務内容も誠に多様だと、こう思っております。したがって、その処遇については、地方自治法や地方公務員法、あるいは条例ということもあるんでしょうが、その職務の内容や責任の程度に応じて各地方団体がまさに地方自治として適切に定めるべきものであろうというふうに思うわけでございます。

ただ、先生から度々御指摘いただくような問題がありましたので、役所の中に置きました地方公共団体の短時間勤務の在り方に関する研究会報告書、これは既に一月に取りまとめられておるわけですが、考え方がやや整理されまして、その考え方を受けて四月二十四日付けで通知を发出了しました。

つまり、臨時職員や非常勤職員の任用とか処遇の考え方をもっと整理して考えなければいけないということ、それから、余りまだ御活用いただいていない任期付短時間勤務職員制度、これは本格的な仕事をするという、こういう意味でありましょう。結局、臨時・非常勤職員ですと、給料とか手当という形にならないで、あくまでも報酬と費用弁償という形になる。そのところがワーキングプアになりやすい原因にもなっております。したがって、各地方公共団体がその内容を十分に踏まえていただいて、内容というのは報告書の内容でございますけれども、現行の臨時・非常勤職員等の任用に係る取扱いを検証して、改善すべき点は改善していくということだと思います。それから、本格的業務に従事して給料及び手当の支給が可能な任期付短時間勤務職員制度の活用については是非地方公共団体が皆検討していただくように助言や要請をしていこうと、こう考えております。

ですから、問題は、本格的な仕事をしていながら、あくまでも非正規職員で臨時職員であるから、要するに補助的な仕事でない本格的な仕事をしているのにまともなものももらえない、給料をもらえないで報酬しかもらえないというケースがなるべく少なくなるように、これは指導というのはできないでしょうから要請をしていきたいと、こう思っております。

○山下芳生君 補助的でない本格的な仕事をしている方は任期付短時間勤務職員の制度も活用すべしということだと思うんですが、ただ、その制度はやっぱり任期が付いているんですね、三年ないし五年と。しかし、保育の仕事に三年とか五年とかの期限はないと思います。本来、保育士など、恒常的、専門的な業務ですから、これは正規の職員が担うことを基本にすべきであって、そこが大きくずれているところをちゃんと真っ正面からとらえる必要があると思います。

それからもう一つ、四月二十四日の通知に係って心配なことがあるんですが、それは、長年こうした非常勤保育士として子供の成長や発達を支えてこられた方々などが、待遇改善どころか非常勤職員の任期は原則一年などとして雇い止めが乱発されるのではないかということなんです。

総務大臣に伺いますけれども、そのようなことは今回の通達の趣旨に反すると私は考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（鳩山邦夫君） 臨時職員や非常勤職員の任用の考え方を整理してくれというふう

をお願いをすると、で、任期付短時間勤務職員制度を活用してくれというふうに地方団体にお話をすると。そのことが今委員御指摘のような逆の結果を生む心配はないかということなんです。

結局は、臨時・非常勤職員というのは、本来補助的な仕事だということで一応任期は原則は一年以内とか一年程度ということになっているんだろうと思います。このため、四月二十四日に発出した通知では、例えば一年の任期の終了後、再度任用することは可能であるとした上で、その場合は改めて能力の実証を経た上、つまり実際の仕事ぶりを検証した上ということだと思いますが、その上で任期や勤務条件の明示等の手続を適切に行うべきことを周知したところと、こういうことでありまして、実際、地方自治ですから強制できることではありませんが、例えば一年であっても、あなたはなかなか優秀だから一年、一年と大分長くやってくれとか、そういうことを明示するようなことがあっていいのではないかというようなことを周知したわけでございます。

ですから、これは多分役所の考えと違うかもしれませんが、いわゆる正規職員がありますね、行政改革ということは、当然五年、五・七%とかそういうことは皆さん努力をさせていただいているので、これはきちんとやらなきゃならぬと思いますが、正規職員といわゆる非常勤職員の間に任期付きの短時間勤務だけしかないというのはどうかと、もっといろんな段階があってもいいのかなというのは個人的な思いとしてはありますね。というのは、委員がおっしゃるように、本格的な仕事をしている場合があるから、それをちゃんと面倒を見るような仕組みがあってもいいような気はします。

○山下芳生君 この通知の趣旨は、非常勤の方々の本来的な仕事もしているにもかかわらず低い待遇をやっぱり良くするということであって、逆に雇い止めが乱発されるようなことがあってはならないということで確認させていただきたいと思いますが、いいですか。

○政府参考人（松永邦男君） お答えいたします。

先ほど大臣の方からも御答弁申し上げましたが、四月二十四日に発出いたしました通知におきましては、任期の終了後再度任用されるということはこれは可能であるとした上で、その場合につきましても改めて能力の実証を経た上で任期や勤務条件の明示等の手続、これを適切に行うべきであるということを周知いたしているものでございます。

なお、さきの報告書では、臨時・非常勤職員の任用については、公務の提供に必要とされる人員体制の確保を一義として適切な対応が求められると指摘されておりまして、それにつきましても留意するよう併せてお示しいたしているところでございます。

○山下芳生君 そういうことだというふうに理解をしたいと思います。能力があるから非正規であっても十年ぐらい以上頑張って保育の現場を支えてくれている方が圧倒的に多いんですからね。

もう時間参りましたけど、最後に一個だけ。申し訳ないです。

提案者の方々に、法案では十一条で労働条件のことが書いてありますが、先ほども、公共サ

ービスというのは公務員だけではなくて独立行政法人、指定管理者、民間委託などがあるということになっておりました、今各地域で公契約において人間らしく働き暮らせる条件を確保する公契約法の制定を求める意見書が採択されておりますが、この法案は国や地方自治体における公契約制度の促進につながると考えておられるのかどうかお答えいただきたいと思います。

○衆議院議員（森山裕君） 山下委員の御質問にお答えを申し上げます。

公共サービスの実施に従事される方々の労働環境の整備は、安全かつ良質な公共サービスの確保にとって重要な課題であると考えております。このような考え方を背景として第十一条の規定を設けるものとしたものであります。

この規定は、国、地方公共団体に努力義務を課したものであり、御指摘のような公契約制度の在り方については、国、地方公共団体において今後必要に応じて検討がなされるのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○衆議院議員（原口一博君） 山下先生、ありがとうございます。

補足してお答えをさせていただきますが、公共サービス格差というものがあるのはありません。その中で、私たちは憲法二十五条に言う生存権あるいは社会権、国民の社会権を保障するために、じゃ公共サービスというのはどうあるべきかという観点でこの法律を作らせていただきました。そこで、この第十一条に今森山先生がお話しになりましたような労働環境の整備という条項を入れさせていただきました。公共サービスに働く人たちのやはりきっちりとした人権を保障する、そのことなくして公共サービスの質は保てないものだというふうに思っています。

これまでは、例えば消費者保護法あるいは障害者保護法というものがありません。国民は保護の対象、客体であり、主体は公共だと、こういう形が随分変わりました。国民の権利を明定して国及び地方公共団体の責務を明示すると、こういう形になっておりますので、それと同じような形でこの理念の中に国民の公共サービスを受ける権利を明定しているということも併せて申し上げておきたいと思っております。

ありがとうございました。

○山下芳生君 終わります。

○又市征治君 社民党の又市です。

冒頭、提案者の皆さん方に敬意を表しまして、また法案の賛意を表しておきたいと思っております。

さて、この法案が必要となってきた背景には、経済効率優先のこの間の小泉構造改革の下での公共サービス切捨てであるとか民営化のすさまじい流れがあったと思います。その結果、人命が失われたり公共サービスの破壊によって地域社会が崩壊をする例も間々見られたわけがあります。

例えば、先ほども出ましたが、埼玉県由市営プールで少女が渦に巻き込まれて亡くなった事

故というのはまさに民間委託のずさんさ、このことが大きな問題でした。あるいは、私の地元富山では、公立病院の管理の民営化によって医師や医療従事者の転出、欠員が拡大をして空きベッドがどんどん増える、地域医療が崩壊しかかっているという例もあります。あるいは、千葉県銚子の公立病院の閉鎖、こういう問題もしかりであります。

提案されている公共サービス基本法は、こうした野方図な公共サービスの廃止、民営化により国民福祉がこれ以上劣化するのを食い止めて、また公務・公共サービス労働者の削減や劣悪な労働条件での民間雇用への置き換えに歯止めを掛けることが期待されるだろうと、こう思います。

そこで、質問ですが、総務省に伺いますが、二〇〇六年五月、参議院行政改革特別委員会は、悪名高い競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、いわゆる市場化テスト法の採決に当たって七項目の附帯決議を行ったわけですね。その第一項では、公務を民間企業が落札した場合の公務員の処遇について、雇用の確保に配慮し、部内での配置転換等により対応を基本とすること、公務員の不安やこれに伴う士気の低下を来さないよう取り組むことを求めているわけです。

そこで、伺いますけれども、市場化テストによって公務労働者の実質的な失業が国、地方自治体などで見られますけれども、この附帯決議第一項がどのように守られてきているか。このところをどのように把握をしているのか。また、ディーセントワークをうたう今回の法案でどのようにそれは守られるようになるというふうに見ているか。この点、総務省から伺います。

○政府参考人（村木裕隆君） まず、前段の公共サービス改革法の附帯決議に関するお尋ねにお答えいたしますが、公共サービス改革法に基づく官民競争入札等については、これまで対象事業として八十二事業が選定されまして、このうち四十七事業が入札実施済みであるという具合に承知しております。御指摘の附帯決議の趣旨に関しましては、各府省等におきまして新規採用の抑制等を行うことによって対応されているものと承知しております。

また、後段の御質問でございますが、本法案においては、公共サービスの実施に従事する者が責任を自覚し、誇りを持って誠実に職務を遂行する責務を有すること、国及び地方公共団体が従事者の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めることが規定されており、法律の趣旨、理念をも踏まえつつ、今後とも適切に対応してまいらなければならないと考えております。

○又市征治君 私は公務労働者の処遇だけにこだわっているわけじゃないんですが、しかし、現にその仕事をしている人が首を切られたり、あるいは安上がりの企業に委託をして劣悪な労働条件に落とされて、決してこれは公共サービスの質は守られないということも明らかだろうと思うんですね。

同じ二〇〇六年の附帯決議の第二項では、退職して業者の雇用下に入った者が公務への復帰を希望する場合には、復帰希望について十分に配慮することを求めているわけです。

しかし、現実には復帰どころか、例えば私の富山県の氷見市の例ですけれども、病院職員全員をいったん解雇、そして民間経営者が採用するという、こういう形を取って、その上に、なおかつ労組活動家を排除する、こういう前近代的な不当労働行為が行われている。だから、そ

ここで医師も看護師も逃げていってしまうということでサービスが落ちる。こういう事態が起こって、これは国会でも私は取り上げました。そういうことをやられている。

今回、提案されている法案の当初案では、先ほどもありましたが、十一条で公共サービスに従事する者の権利の保障となっておりますが、その後、協議の中でこれは変わっているわけですが、当然、これは委託以前の時点にいる労働者も含むはずだろうと思うんですね。この法律が現に従事している労働者に対する不当な排除を許さない効果も、これは強く求めておきたい。この法律ができるならば、是非そのことがしっかり守られるように求めておきたいと思います。

そこで、次に大臣に伺いますが、国民は政府の進めている民営化路線をどう見ているか、二〇〇六年の内閣府のアンケート結果を見ますと、国民は決して手放しで民営化賛成、安上がり支持ではないという結果が出ています。

民間が公共サービスを行う場合の留意点は何かという設問に対して、一位は個人情報を守られること、四九・二%、二位が公共サービスの質が低下しないようにすること、四八・二%、三位が公共サービスの提供にかかる経費が増加しないようにすること、四六・七%で、このことから見ましても、国民が民間委託に不安を抱いている、こういう側面は見逃すわけにいかない、こう思うんです。また、ちなみに、四位は民間事業者が途中で撤退して事業を中断しないようにすること、これは四一・二%もあるわけで、こういうやっぱり不安も持っているわけです。

実は、当局側は、時として財政難だということを理由にこの市場化テストをサービス廃止への過渡的な措置としてねらっている場合だってある、こういうことは許されない問題なんです。この場合、受けた民間業者の撤退というのはサービス廃止の絶好の口実になってしまう、こういうおそれがある。市場化テストもさっき申し上げたような例があります。

この観点から、法案第三条、四条、五条、六条、これは、国、自治体、受託業者がサービスの質を低下させたり、あるいは撤退、廃止することを許さない趣旨だというふうに考えますけれども、さて、その具体化に当たって、総務大臣の決意のほどをお伺いしておきたいと思えます。

○国務大臣（鳩山邦夫君） 本法案の八条には、公共サービスを委託した場合の役割分担と責任の明確化が書かれております。それから、第十条、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立つべきこと、つまり質の悪いものになってはいけぬ、途中で中断するようなものであってはいけぬという。この辺を読みますと、要するに、公共サービス改革法、すなわち市場化テストによって粗悪なサービスにしてはいけぬ、一円でも安ければいいと、その代わり粗悪なサービスを提供するというものであってはいけぬということが書かれていると私は読みますので、ちょうど市場化テスト法の附帯決議とこの今回の公サ法とは同じ事柄を言っているのではないかと。

ですから、とにかく安くてもいいんだというのが、最近、何か効率優先主義のかさかさした政治、行政。そうでなくて、もっと日本独特の信頼性のある公共サービスという方に向かうという意味でこの法律は非常に意味があると考えております。

○又市征治君 この法律は理念法のレベルでありまして、生かすも殺すも現場の善意と今後の具体的な立法化ということになるんだろうと思います。

例えば介護サービス、とりわけ従事する労働者の処遇の現状と対策を見ましても、この間、政府は最初三%の報酬アップを限られた事業所に適用しようとして、これでは労働者まで行き渡らないと批判を浴びて、改めて一人一万五千元アップという施策がこの間出されました。つまり、公共サービスにおいて一定の水準を維持し、利用者を安心させるためには、受託者が民間企業であっても労働者の給与などへの十分な公的関与、支援が必要なことはこのことを見ても明らかだろうと思うんですね。

今後とも、与野党問わず、この法律が作られた、大変画期的な意味ある、大臣もさっきそうおっしゃいましたが、このことをしっかり踏まえながら公共サービスの質の維持向上を図っていく、与野党問わずにその努力をしていくということが求められるし、今後のプログラム法などが期待をされる、そういうために私どもも一緒に努力していく、そんな決意を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○委員長（内藤正光君） 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

公共サービス基本法案に賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（内藤正光君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤正光君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

赤松委員長を始め提出者の皆様方、本当に御苦労さまでございました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時七分散会